

河合町告示第 34 号

河合町法令遵守推進要綱を次のように制定する。

平成 30 年 9 月 1 日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町法令遵守推進要綱

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 公益通報者保護制度 (第 6 条—第 21 条)
- 第 3 章 不当要求行為等対策 (第 22 条—第 29 条)
- 第 4 章 雑則
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町の行政組織において法令遵守を推進するための行動規範の確立及びその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、町民に対して法令遵守への理解と協力を求めることにより、公平かつ公正な職務の執行を図り、町政に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する本町の職員及び同条第 3 項第 3 号に規定する特別職に属する町の職員

イ 市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条の規定により奈良県が給料その他の給与を負担する職員で、町に勤務する者

ウ その職務に係る名称のいかんを問わず、ア又はイに掲げる者に準ずる職務を行っていると思われる者

(2) 職員等

ア 職員

イ 町が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行う当該契約に基づく事業に従事する者

ウ 町から委託を受けた事務に従事している者及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理する公の施設の管理に関する業務に従事している者

エ 町が資本金、出資金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資し、

又は町と密接な関係にあると認められる法人で規則に定める者が行う事業に従事する者

オ アからエまでに掲げる者であった者

- (3) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者
 - (4) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則等をいう。
 - (5) 公益通報 職員等が、町政運営上の法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。）が生じ、又は生じようとしている旨の通報をすることをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的で行うものを除く。
 - (6) 公益通報者 公益通報をした職員等をいう。
 - (7) 違法通報 公益通報を行う場合に、個人又は団体の正当な利益又は公共の利益を害する目的及び不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行ったことが明白若しくは調査結果において明白となった通報。また、第8条第2項に反した通報。その他、公益通報者保護法及び関係法令並びに本要綱も含めて、その制定主旨に反する通報をいう。
- 2 この要綱において「不当要求行為等」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 暴力的行為、威迫する言動その他の不当な手段により、町及び町職員に対して公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を要求すること。
 - (2) 社会的常識を逸脱した手段により、町の適正な業務の遂行に著しい支障を及ぼし、又は職員の対応が困難になる状況を生じさせること。
- 3 前項第1号の「暴力的行為、威迫する言動その他の不当な手段」とは、次に掲げる行為をいう
- (1) 暴力的行為
 - (2) 脅迫的行為
 - (3) 正当な理由なく面談等を強要する行為
 - (4) 粗野または乱暴な言動により、職員の生命、身体、財産、身分等に不安を抱かせる行為
 - (5) 書面、街頭宣伝活動等により町の業務を妨害する行為
 - (6) 自らの権限又は地位を利用し、影響力を不当に行使して、職員に対し職務上の行為をし、又はしないことを求める行為
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町の庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに町の業務の遂行に支障を生じさせる行為
- 4 第2項第1号の「公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 町が行う許認可、又は請負その他の契約に関し、特定の事業者若しくは団体又は個人に有利又は不利となるおそれのある行為
 - (2) 町が行う競争入札の公正を害する行為その他公正な契約事務の確保に対する不適切な行為
 - (3) 町が行う競争入札の参加資格を有する特定の業者の社会的評価を失墜

させる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為

- (4) 町の職員の人事の公正を害するおそれのある行為
 - (5) 町が行おうとしている不利益処分の被処分者となるべき事業者等又は個人に当該不利益処分内容及び程度を超えて有利又は不利な取り扱いをする行為
 - (6) 合理的な理由に基づかない機関紙、図書その他の物品の購入又は寄付金、賛助金、その他名目のいかんを問わず不当な金品を供与する行為
 - (7) 法令に違反して債務の全部若しくは一部の免除又は履行を猶予する行為
- 5 第2項第2号の「社会的常識を逸脱した手段」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 客観的に対応又は回答することが困難な質問、要求又は意見の提示を求める行為
 - (2) 制度的に確定している事項に対する要求及び抗議をする行為
 - (3) 町が当事者となり得ない事項に対する質問及び要求をする行為
 - (4) 職務との関係を装い職員につきまとう行為

(職員の責務)

第3条 職員は、町民の全体の奉仕者であることを深く自覚し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行しなければならない。

- 2 職員は、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、職務の遂行にあたっては、法令遵守の認識の下、町民に対して業務についての十分な説明を行い、理解を得るように努めなければならない。
- 4 職員は、公正な職務執行を損なうおそれのある情報又は公正な町政の運営に不当な影響を及ぼす情報を除き、町民に対して積極的な情報の提供に努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理又は監督の地位にある職員は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の執行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、公平かつ公正な町政の運営を図り、町政に対する町民の信頼を確保できるよう、法令遵守に関する啓発をしなければならない。

- 2 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務執行の確保並びに法令遵守体制の確立のために職員研修を実施するとともに、本町に関係する事業者等の理解と協力を得るための啓発を行い、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

第2章 公益通報者保護制度

(公益通報の窓口設置)

第6条 通報窓口は、河合町コンプライアンス向上委員会（以下「町向上委員会」という。）とする。

- 2 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 公益通報の受付及び相談に関すること。
 - (2) 通報対象事実に係る事務を所掌する部署との連絡調整に関すること。
- 3 通報窓口に関する相談及び公益通報担当者として、町向上委員会の構成員及び総務課長をあてる。
- 4 公益通報に関する庶務は、総務課において処理する。

(公益通報処理従事者の義務)

第7条 公益通報の処理に従事する職員又は従事していた職員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 公益通報の処理に従事する職員は、自己の従事する業務に係る公益通報の処理に関与してはならない。

(公益通報)

第8条 職員等は、職務上の行為又は町の行政運営に関し、通報対象事実を知り得たときは、公益通報することができる。

- 2 職員は、本要綱に基づかない通報をしてはならない。

(公益通報者の責務)

第9条 公益通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、次に掲げる事項を明らかにして誠実に通報を行うものとする。また、公益通報を行う場合は、個人又は団体の正当な利益又は公共の利益を害しないように行わなければならない。

- (1) 発生日時
 - (2) 発生場所
 - (3) 通報対象事実の具体的内容
 - (4) 通報対象事実を裏付ける証拠等とその具体的な内容
- 2 公益通報者は、公益通報書（様式第1号）、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談により通報するものとし、原則として実名によるものとする。ただし、通報対象事実があることについて客観的に証明できる資料がある場合は、実名によらないことができる。
 - 3 公益通報手段として、電話等面談以外の方法により行われた場合は、通報者の確認を別の方法により確認を行うものとする。

(違法通報者の処分等)

第10条 任命権者は、必要があると認めるときは、違法通報を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

- 2 町長以外の任命権者は、違法通報を行った者の処分等を行ったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(公益通報の受付)

第11条 公益通報を受け付けるときは、公益通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実を把握するとともに、公益通報者に対する不利益な取り扱いのない旨及び公益通報者の秘密は保持される旨を当該公益通報者に説明するものとする。

- 2 公益通報を受け付けるときは、個室で面談する等公益通報者の秘密の保持に配慮するとともに、公益通報の内容の主旨の確認に努めるものとする。ただし、通報された事実の内容が、個人の正当な利益若しくは公共の利益を害するおそれのあるもの又は私的な理由若しくは不正な意図によるものと認められる場合は、これを受け付けない。

- 3 総務課長は、公益通報を受け付けたときは、文書件名簿に記載するとともに、速やかにその概要及び当該公益通報に係る受理又は不受理の判断を、公益通報報告書(様式第2号)により、町向上委員会会長を経て町長に報告しなければならない。

(公益通報の受理)

第12条 町長は、公益通報を受理すると決定したときは、受理した旨を、受理しないと決定したときは不受理とした旨及び理由を、公益通報受理・不受理通知書(様式第3号)により、遅滞無く公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対してはこの限りでない。

(調査の実施)

第13条 町向上委員会は、必要があると認めるときは、通報された事実について調査するものとする。

- 2 町向上委員会は、前項の規定による調査を担当部署の長その他会長が指名する職員を調査員として行わせることができる。

- 3 前項に規定する調査員は、第1項の規定による調査を行うときは、他の職員等に公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

- 4 調査員は、調査が終了したときは、調査結果を公益通報調査報告書(様式第4号)により、町向上委員会に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、調査報告書に添付するものとする。

(調査結果の報告等)

第14条 町向上委員会は、前条の規定による調査結果の審議を行い、法令違反

等の事実があると認められるときはその旨を、法令違反の事実が認められなかったとき又は調査を尽くしても法令違反等の事実の存否が判明しないときは、その旨を公益通報調査結果報告書（様式第5号）により、町長に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、公益通報調査結果報告書に添付するものとする。

- 2 町長は、第1項の調査結果に基づき、他の任命権者に係る公益通報事案については、前項の調査結果を、当該調査結果の内容を証する資料とともに、当該任命権者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の調査結果に基づき、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し、公益通報調査結果及び措置通知書（様式第6号）により、遅滞無く通知するものとする。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

（是正措置等）

第15条 任命権者は、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等を講じるとともに、必要があると認めるときは、関係者の懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

- 2 町長以外の任命権者は、是正措置等を講じたとき及び関係者の懲戒処分その他適切な措置をとったときは、直ちに町長に報告しなければならない。
- 3 町長は、是正措置を講じたときは、その内容について、適正な法令執行の確保並びに利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー及び営業上の秘密等に配慮しつつ、公益通報者に対し、公益通報調査結果及び措置通知書により、遅滞無く通知するものとする。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。
- 4 前条第3項に規定する通知は、前項に規定する通知と併せて行うことができるものとする。

（是正措置等に係る実効性の確保）

第16条 任命権者は、公益通報に係る事案の処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等を講ずるよう努められなければならない。

（公益通報者等の保護）

第17条 任命権者は、公益通報者又は公益通報に係る相談をした職員等に対し、公益通報又は公益通報に係る相談をしたことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取り扱いをしてはならない。

- 2 任命権者は、公益通報者等に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取り扱いを行った者があれば、この者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとらなければならない。この場合において、正当な理由がなく、通報又は相談に関する秘密を洩らした者についても、同様とする。

(公益通報者等への事後措置)

第18条 任命権者は、公益通報者等について、通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取り扱いが行われていないかを適宜確認するなど、公益通報者等の保護に係る適切な措置を講じなければならない。また、公益通報者等を保護するため、公益通報者等が特定されるおそれがある場合は、情報公開してはならない。

(記録等の管理)

第19条 任命権者は、公益通報に係る記録及び関係資料について、公益通報者等の秘密の保持に配慮して、当該公益通報に係る事案の処理が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。

(職員等への周知)

第20条 町長は、通報窓口及び公益通報処理の仕組み等について、職員に対し、周知するものとする。

(協力義務)

第21条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査等に誠実に協力しなければならない。

2 任命権者及び職員等は、公益通報に係る事案の処理に関し、他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

第3章 不当要求行為等対策

(不当要求行為への組織的対応)

第22条 職員は、不当要求行為があったときは、地方公務員法第13条の規定による原則にのっとり、組織的に対応するとともに、当該行為の内容等を記録し、管理監督者に報告しなければならない。

2 管理監督者は、部下職員から前項の規定による報告を受けたときは、部下職員の適法かつ公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講じるとともに、前項の規定による記録により次条に規定する町向上委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、職員は、不当要求行為があったと認められる場合であって、必要があると認められるときは、管理監督者への報告に代えて町向上委員会への調査の依頼を行うことができる。

(不当要求行為等対策責任者の指定)

第23条 不当要求行為等による被害を防止するために必要な措置をとるとともに、警察等関係機関との連絡調整を的確に行うため、課及びこれに相当する組

織に不当要求行為等対策責任者を置き、当該課の長をもって充てる。

(不当要求行為等対策責任者の責務等)

第24条 不当要求行為等対策責任者は、課における不当要求行為等を防止して公正な町の業務執行を推進するため、次に掲げる事項に積極的に取り組まなければならない。

- (1) 職員の公正な職務遂行の確保及び職務遂行に対する適切な指導監督
 - (2) 不当要求行為等に屈しない職場づくりに向けた職員の意識改革の推進
 - (3) 次条に規定する職員の責務等について職員に周知し、実践するための指導
 - (4) 不当要求行為等対策に関する課内研修の実施
 - (5) 不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがある場合における所属の上司、関係部署及び警察等関係機関との緊密な連携
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、課が不当要求行為等に対して毅然と対応していくために必要かつ効果的な対策の推進
- 2 不当要求等対策責任者は、不当要求行為等が発生し、又は発生するおそれがある事を認知した場合は、部局の長に必要な報告を行うとともに、当該不当要求行為等の対象となり、又は対象となるおそれのある職員及び関係職員とともにその対応にあたるものとする。
- 3 不当要求行為等対策責任者は、部局の対応方針を決定した場合は、速やかに不当要求行為等（発生・認知）報告書（様式第7号）に所定の事項を記載し、町向上委員会会長に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告を行い、後に報告書により報告をすることができるものとする。

(職員の責務)

第25条 職員は、不当要求行為等を防止して公正な町の業務執行を推進するため、職務の遂行にあたっては、町民等に対し、常に業務内容の説明ができるよう整理しておかななければならない。

- 2 職員は、不当要求行為等があった場合は、これを拒否するなど毅然とした対応をしなければならない。
- 3 職員は、不当要求行為等があった場合は、直ちに課の上司及び不当要求行為等対策責任者に報告しなければならない。ただし、当該不当要求行為等が自己又は関係職員の身体への安全に対する急迫な違法手段による場合には、直ちに警察への緊急通報を行うなど、適切な措置を講じた後に報告するものとする。
- 4 職員は、不当要求行為等があった場合又はそのおそれがある場合において、上司及び不当要求行為等対策責任者への報告が困難であるときは、自らが安心安全推進課に対して相談又は協議することができるものとする。
- 5 前2項の規定は、自己以外の職員が不当要求行為等を受けていることを認知した職員についても、適用する。

(町向上委員会における不当要求行為等対策防止に関する所掌事務)

第26条 不当要求行為等防止に関して町向上委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 不当要求行為等に関する実態の把握
- (2) 対応方針及び体制の協議及び決定
- (3) 関係機関と連絡調整
- (4) 不当要求行為等を未然に防止するための必要な事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 不当要求行為等防止対策に関する庶務は、安心安全推進課において処理する。

(対応結果の報告等)

第27条 町向上委員会は、不当要求行為等に係る事案への対応結果について、速やかに不当要求行為等対応結果報告書(様式第8号)により、町長に報告しなければならない。

(職員への配慮)

第28条 任命権者は、職員が第26条第3項又は第4項による報告、相談又は協議を行ったことにより、当該職員が正当な理由なく不利益な取り扱いを受けることがないように必要な配慮を行うものとする。

2 任命権者は、職員がその正当な職務行為に起因して、不当要求行為等の行為者等から個人として職場内外で不当に権利の侵害を受けることがないように必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、不当に権利を侵害されることとなった職員に対し、警察等関係機関及び顧問弁護士への連絡等の必要な援助を行うものとする。

(講習等の実施)

第29条 安心安全推進課長は、不当要求行為等対策を適切に推進するため、町向上委員会の意見を聴き、必要に応じて関係機関の協力を求めながら、職員に対する講習等を効果的に行うものとする。

2 不当要求行為等対策責任者は、職員が前項の講習を積極的に受講できるよう配慮するものとする。

第4章 雑則

第30条 この要綱に定めるもののほか、法令遵守の向上、推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(河合町不当要求行為等対策要綱の廃止)

2 河合町不当要求行為等対策要綱は、廃止する。

様式第1号（第9条関係）

公 益 通 報 書

年 月 日

河 合 町 長 様

河合町法令遵守推進要綱第8条第1項の規定に基づき公益通報いたします。

通 報 者 氏 名		
通 報 者 所 属		
通 報 者 連 絡 先		
違反等の 事実内容	発 生 日 時	
	発 生 場 所	
	通報対象事実の 具体的内容	
	通報対象事実を 裏付ける証拠等 と、その具体的 な内容	
違反等の事実に関する者の 所属、職名及び氏名又は名 称		
通報者の氏名を記入しない ときは、その理由		
備考 (<input type="checkbox"/> 欄にチェックするこ と。)		(受理・不受理通知、調査結果等) <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

様式第2号（第11条関係）

公益通報報告書

年 月 日

河合町長 様

総務課長
氏名



公益通報がありましたので、次の通り報告します。

受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
件名			
受付方法	公益通報書・電話・ファクシミリ・電子メール・面談	受理番号	
通報者名	実名	所属	役職 氏名
	匿名		
通報概要	1	通報対象者・所属等	
	2	法令違反等の事実の内容（いつ、どこで、誰が、何を、どうして、どうなった）	
	3	法令違反等の事実の確認の方法（予定を含む。）	
	4	証拠資料の有無 提出の可否 ・ 証拠資料 有（ ） なし ・ 証拠書類の提出 可 不可	
	5	他に通報内容を知っている（断片的も含む。）者の有無 ・ 有（氏名 ） なし	
	6	その他特記事項	
通報者が希望する対応	1	受理又は不受理及び調査結果・措置の報告等 ・ 希望する ・ 希望しない	
	2	公益通報者への連絡方法及び連絡先	
受理不受理の判断	受理する・不受理とする (理由：)		

公益通報受理・不受理通知書

年 月 日

様

河 合 町 長 印

1 受理の場合

年 月 日に、あなたから受けた通報は、年 月 日付けで公益通報として受理したので、河合町法令遵守推進要綱第12条の規定により通知します。

2 不受理の場合

年 月 日に、あなたから受けた通報は、次の理由により公益通報とは認められないため、年 月 日付けで不受理と決定したので、河合町法令遵守推進要綱第12条の規定により通知します。

（不受理の理由）

様式第4号（第13条関係）

公益通報調査報告書

年 月 日

河合町コンプライアンス向上委員会 会長 様

調査員

通報のあった事実について、調査が終了したので、河合町法令遵守推進要綱第13条第4項の規定により、次の通り報告します。

受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
件名		受理番号	
通報内容			
調査期間	年 月 日から 年 月 日		
調査方法 (該当項目をチェックすること)	<input type="checkbox"/> 通報者からの情報収集 <input type="checkbox"/> 既に提出されている関係文書の調査 <input type="checkbox"/> 所属上司からの聴取 <input type="checkbox"/> 関係職員からの聴取 <input type="checkbox"/> その他		
調査結果	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報事実有り <input type="checkbox"/> 通報事実なし	
その他 特記事項			

様式第5号（第14条関係）

公益通報調査結果報告書

河合町長様

年 月 日

河合町コンプライアンス向上委員会会長

通報のあった事実について、調査結果の審議を行ったので、河合町法令遵守推進要綱第14条第1項の規定により、次の通り報告します。

受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
件名		受理番号	
通報内容			
調査期間	年 月 日から 年 月 日		
調査結果	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報事実有り <input type="checkbox"/> 通報事実なし	
その他特記事項			

様式第6号（第14条関係）

公益通報調査結果及び措置通知書

年 月 日

様

河 合 町 長

公印

通報のあった事実について、河合町法令遵守推進要綱 第14条第3項 の規定により、
調査の結果を 第15条第3項
是正措置を講じたので 通知します。

通報受理年月日	年 月 日	
調査期間	年 月 日から 年 月 日	
調査結果	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報事実有り <input type="checkbox"/> 通報事実なし
措置の内容		
その他特記事項		

不 当 要 求 行 為 等（発生・認知）報 告 書

年 月 日

河合町コンプライアンス向上委員会 会長 様

報告者
不当要求行為等対策責任者
所属
職名

氏名

不当要求行為等への対応方針を決定したので、河合町法令遵守推進要綱第24条第3項の規定により、次の通り報告します。

発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分～
発生場所	
対応者	
態 様	<input type="checkbox"/> 直接面会 <input type="checkbox"/> 先方からの電話 <input type="checkbox"/> 当方からの電話 <input type="checkbox"/> 知人等との関係を口実とした面会又は電話 <input type="checkbox"/> その他
相 手 方	住 所
	氏 名
	職 業
	連 絡 先
	年齢(層) 及び身体的特徴
	参考事項

分かる範囲で記入のこと。名刺などがある場合は写しを添付。	
事案の概要	※不当要求行為等の状況・内容等を中心に簡潔に記入
対応方針 及び 対応措置 の状況	

不 当 要 求 行 為 等 対 応 結 果 報 告 書

年 月 日

河 合 町 長 様

河合町コンプライアンス向上委員会会長

不当要求行為等への対応結果について、河合町法令遵守推進要綱第27条の規定により、次の通り報告します。

発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分～	
対応日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
対応場所		
対 応 者		
態 様	<input type="checkbox"/> 直接面会 <input type="checkbox"/> 先方からの電話 <input type="checkbox"/> 当方からの電話 <input type="checkbox"/> 知人等との関係を口実とした面会又は電話 <input type="checkbox"/> その他	
相 手 方	住所	
	氏名	
	職業	
	連絡先	
	年齢(層)及び身体的特徴	
	参考事項	使用車両番号等
	分かる範囲で記入のこと。名刺などがある場合は写しを添付。	
対 応 結 果	※不当要求行為等の状況・内容等を中心に簡潔に記入	
そ の 他 参 考 事 項		